

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための、２０２６年度政府予算に係る意見書

２０２１年の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、小学校の学級編制標準は２０２５年度までに段階的に３５人に引き下げられた。今後は、小学校に留まることなく、中学校での早期実施も必要であり、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要となってくる。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校の問題のほか、教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数の改善が不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めるため、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- １．中学校での３５人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編成標準の引き下げ等少人数学級について検討すること。
- ２．学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数の改善を推進すること。
- ３．自治体で「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配教員の削減は行わないこと。
- ４．教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。
- ５．新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保などの観点を十分に考慮し、全ての自治体で、定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。
- ６．教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出する。

令和７年９月１９日

諫 早 市 議 会

地方財政の充実・強化を求める意見書

現在、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。加えて、業務の効率化を図るための自治体業務システムの標準化や多発化する大規模災害への対応、新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源総額の前年度同水準を確保する姿勢を示してきた。しかし、増大する行政需要、また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められる。

このため、2026年度政府予算、また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準から積極的に踏み出し、社会全体として求められている賃上げ基調にも対応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求める。

記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、現行水準以上のより積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた地方公共団体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地方の安定的な財源確保に向けて、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 4 政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。
- 5 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置づけること。
- 6 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
- 7 自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費と移行の影響を受けるシステムの改修・運用経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、DX化に伴い、地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、適切な財政支援を講じること。
- 8 地域の活性化・生活者の移動手段の確保に向けた地域公共交通体系の整備については、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置づけ、一層の施策充実を図ること。
- 9 人口減少に直面する地方公共団体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。
- 10 地域経済の持続可能性を確保するため、地方公共団体が実施する事業において、労務費水準を反映した事業費を設定できるよう、必要な財政支援を行うこと。

- 11 地域経済牽引事業への支援措置について民間設備投資の推進等のために地方税を減免した地方公共団体への支援として、普通交付税の減収補てん措置の対象となる資産に償却資産(機械及び装置)を追加すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年9月19日

諫 早 市 議 会